

「火災危険性を有するおそれのある物質」の調査方法

火災危険性を有するおそれのある物質とは、消防法上の危険物に該当しない物質であって危険物の性状を有するおそれのある物質又は危険物に該当する物質であって、他の類の性状を示すおそれのある物質をいう。

火災危険性を有するおそれのある物質の調査方法は、次のとおりである。

1 第一次候補物質の抽出

「(1)国内外の事故事例調査」、「(2)文献調査」、「(3)再調査」から、火災危険性を有するおそれのある物質を抽出する。

(1) 国内外の事故事例調査（過去1年間に新たに追加・報道されたもの）

以下の事故事例集等から火災・爆発事故に関与した火災危険性を有するおそれのある物質を抽出する。

- ア 火災原因調査報告データ（消防庁）
- イ 危険物に係る事故事例（消防庁）
- ウ 災害情報データベース（特定非営利活動法人災害情報センター）
- エ 事故事例データベース（高圧ガス保安協会）
- オ 労働災害事例（安全衛生情報センター、中央労働災害防止協会）
- カ リレーショナル化学災害データベース（独立行政法人産業技術総合研究所）
- キ データベース eMARS（欧州委員会共同研究センター）
- ク データベース FACTS（オランダ応用科学研究機構）
- ケ 新聞・インターネット等で報道された火災・爆発事故

(2) 文献調査

以下の文献等を調査（契約時点において、過去1年間に新たに追加・危険性の区分の指定の修正がなされたものに限る。）し、これまでに危険物確認試験を実施していないが危険物となる可能性のある物質及び既に危険物として指定されているが別の類別となる可能性のある物質を、化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）における爆発性を有する原子団等の情報を参考に、火災危険候補物質として抽出する。

- ア 一般化学物質等の製造・輸入数量（25年度実績）について（平成27年3月27日経済産業省公表）で示された化学物質のうち、年間100トン以上の製造・輸入量がある物質
- イ 契約締結時、危険物の輸送に関する国連勧告書第18改訂版（国連危険物輸送専門家委員会）が出版されている場合、当該勧告書において新たに追加された

物質

ウ 16615 の化学商品（化学工業日報社）（2015年版）において、前年年版と比較して新たに追加された物質

エ IATA規則書において、危険物として定義されている物質

オ 平成26年度において、化学品の分類及び表示に関する世界調和システム（GHS）に分類された物質又は見直した物質（GHS関係省庁連絡会議、厚生労働省、経済産業省、環境省。請負実施時に公表されていた場合）

(3) 再調査

平成26年度までの調査において、火災危険性を有するおそれのある物質として抽出されていたが、これまで危険物確認試験を実施していなかった以下の物質について再調査を行う。

- ・窒化リチウム
- ・アジ化水素（水）
- ・三塩化窒素
- ・アジノホスメチル
- ・ビス（ジメトキシチオホスフィニル）ペルスルフィド
- ・クロロブレン
- ・四硫化四窒素
- ・デカボラン（14）
- ・三ヨウ化窒素
- ・2-クロロアクリロニトリル
- ・1, 2-シクロブタンジオン
- ・5-メチル-1-（1-メチルエチル）-1, 2, 3-アザジホスホール
- ・ジチオリン酸0,0-ジメチル-4-オキソベンゾトリアジン-3-イルメチル
- ・1H-トリアジン
- ・2-クロロアセトアルドオキシム

2 第二次候補物質の選定

第一次候補物質に抽出された火災危険性を有するおそれのある物質について、文献、インターネット等により用途及び流通状況を調査し、①～⑤のグループに分類、選定する（優先順位は番号順とする）。流通状況の調査に用いる文献は、上記1(2)アの「一般化学物質等の製造・輸入数量(25年度実績)について」、1(2)ウの「16615の化学商品」等を活用する。また、参考情報として当該化学物質がどのような施設や用途で貯蔵又は取扱いがされているか調査を行う。

- ① 火災・爆発事故に関与した可能性のある化学物質
- ② 製造・輸入量100t/年以上の化学物質
- ③ 製造・輸入量100t/年未満の化学物質
- ④ 用途のみが把握できた化学物質
- ⑤ 用途及び流通量が把握できない化学物質

3 火災危険性評価

第二次候補物質に選定された火災危険性を有するおそれのある物質について、当該物質ごとに想定される火災危険性に応じた類の危険物確認試験を行う。